

様式第 2 1 （第 3 7 条関係）

|                     |     |             |                 |
|---------------------|-----|-------------|-----------------|
| 高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書 | 一 般 | × 整 理 番 号   |                 |
|                     |     | × 受 理 年 月 日 | 年      月      日 |
| 名 称（販売所の名称を含む。）     |     |             |                 |
| 事 務 所（本 社）所 在 地     |     |             |                 |
| 販 売 所 所 在 地         |     |             |                 |
| 販売をする高圧ガスの種類        |     |             |                 |

年      月      日

代表者    氏名

秋田県知事

殿

- 備考    1    この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2    ×印の項は記載しないこと。

# 販 売 計 画 書

## 1. 販売の目的

---

---

---

---

---

## 2. 一般高圧ガス保安規則第40条で定める技術上の基準に対応する事項

第1号 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもってする。

第3号 圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6カ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってする。

第4号 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にする。

イ 充てん容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下同じ。）には、当該容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。

ただし、屋外に置くことが著しく困難で高圧ガス保安法関係法令告示で定める場合は、法定の措置を講じて屋内に置く。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずる。

ハ 充てん容器等は、常に40度以下に保つ。

ニ 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。

ホ 充てん容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設ける。

（イ）調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の5分の3以上の圧

力で行う気密試験に合格するものである。

(ロ) 調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをい

う。以下、下欄のチにおいて同じ。）の調整圧力は、2.3キロパスカル以上3.3キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は4.2キロパスカル以下である。

ヘ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては当該充てん当該容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル（長さ0.3メートル未満のものにあつては、0.2メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用する。

ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付ける。

チ 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2キロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、合格するものである。

第5号 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する場合は、配管の気密試験のための設備を備える。